

総合レンタカーご利用の注意事項

□ 貸出時の注意事項について

- ・ 日本国内の運転免許証を所有していない人の運転はできません（国際免許証でのご利用はできません）。
※受付時に免許証のコピーをいただきます。
- ・ 反社会的勢力の関係者はご利用できません。
- ・ 免許取得後一年未満の人のご利用はできません。
- ・ 届出以外の人のご運転はできません。
- ・ 日本語での意思疎通ができない人のご利用はできません。
- ・ 過去に重大な事故・トラブル等があり、当社が不適切と認めた場合には、ご利用をお断りさせていただきます。
- ・ 出発前にご利用料金の精算をお願いします。
- ・ お支払いはクレジットカードでのお支払いをお願いします。
(現金でご利用の場合2ヶ月以内の公共料金領収書、マイナンバーカード等を確認させていただきます)
- ・ 燃料は満タンでのご返却をお願いします。
- ・ 原則として、ご利用時間の延長はできません。
- ・ 万一の事故の際、証拠映像として活用するためにドライブレコーダーが装着されている車があります。

□ 運転時の注意事項について

交通ルールを守り、安全運転を心がける様をお願いします。

- ・ スピードを出しすぎない
- ・ 飲酒運転厳禁
- ・ 運転中の携帯電話使用厳禁
- ・ シートベルト着用厳守
- ・ 居眠り運転注意
- ・ 乗車定員厳守。

□ 違法駐車について 違法駐車は短時間でも取り締まりの対象となります！

放置駐車の確認標章が取り付けられた場合	ご返却までに反則金の支払いが完了していない場合
①直ちに確認標章に記載された警察署に出頭し所定の手続きを完了してください。	「交通反則告知書」および「納付書・領収証等」のご提示をいただけなかった場合、駐車違反金と諸費用（レッカー移動費用・駐車場代等）として 25,000円をお支払いいただきます。
②レンタカーご返却までに反則金の支払いを完了してください。	
③レンタカー返却時に確認のため、領収証等の書類をご提示ください。	

□ 反社会的勢力について

契約者及び同乗者が、次の各号の反社会的勢力のいずれかに該当、若しくは関係する方のご利用はできません。

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動標ぼうゴロ ⑥暴力団員、暴力団準構成員でなくなった日から5年経過しない者 ⑦その他前各号に準ずる者

もしも契約後に、これらの各号のいずれかに該当すると認められることが判明した場合は、契約解約の上、損害額全額を負担して頂きます。